



埼玉県報

第 2764 号
平成 28 年(2016 年)
1 月 15 日
金曜日

目次

規則

- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 三田ヶ谷土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 秩父都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- ときがわ都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 小鹿野都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）

- 桶川都市計画事業坂田西特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第 8 回）（市街地整備課）
- 県道川越日高線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道下日野沢東門平吉田線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道児玉町蛭川普濟寺線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道児玉町蛭川普濟寺線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センターの汎用超音波画像診断装置及び画像管理システムの調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一一一―一七

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一―一四）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第四十九条の二に規定する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「第四十九条の二第一項の規定による審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二―一二八

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―一二）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二―一二九

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―一三）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第一条中「基き、営利企業等の従事制限」を「基つき、営利企業への従事等の制限」に改める。

第二条中「規定に基き、職員が任命権者の許可を受けなければ、兼ねてはならない」を「人事委員会規則で定める」に改め、「、同項に規定するものの外」を削る。

第三条中「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に、「左の各号の一」を「次のいずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援スマイルワーク

三 代表者の氏名

武藤 五郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市鴻巣千百八十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンパプロジェクト
- 三 代表者の氏名
吉田 大樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市本町五丁目六番二十一―二百一号ウイルローズ鴻巣
- 五 定款に記載された目的
この法人は、首都圏などの大都市部に住む父親に対し、「農」「林」「食」「旅」などのグリーンな資源を活用し、自然や里山に触れることにより地方への関心を高め、そうした活動が働き方の見直し等による新しいライフスタイルの創造、子供への生き抜く力の醸成、そして地方活性化などに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ルミエール
- 三 代表者の氏名
勝田 猛
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣五百九十六番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす高齢者および障がい者に対し、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、老人ホームの運営、生活サポート、送迎等を行い、高齢者および障がい者が自立した生活を過ごせるような福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、新座市から新座市の区域内において行われる新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

所沢市環境政策課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市まちづくり課

二 縦覧の期間

平成二十八年一月十五日（金）から平成二十八年二月十五日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第六十八号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年一月一五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十九号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム草加店

埼玉県草加市谷塚仲町四百八十八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

埼玉県加須市下高柳一丁目七番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須二番街

埼玉県加須市下高柳一丁目十六番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作

岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号 外計四者

（変更後） 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号 外計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須一番街

埼玉県加須市下高柳一丁目二十九番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計十九者

（変更後） 株式会社カスミ 代表取締役 藤田元宏

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計十五者

ハ 変更年月日

平成二十七年七月九日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム上尾店

埼玉県上尾市大字上字堤下三百五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

井上秀郎、引間喜四郎、引間好夫、岡尾菊子、加藤兼吉、加藤泰子、笠原槌藏、久保新作、久保道助、宮崎松三郎、黒沢金三郎、黒田スミ、今井喜助、三上君江、三上徳太郎、三上猶次、三上倫、山戸文雄、山中鉄之助、山中隆、若野義久、若林藤蔵、小泉喜助、新井義久、新井荒次郎、新井市郎、新井志ん、新井代吉、新井仲次郎、新井妙子、新井和子、深田修嗣、神林喜代一、神林千代、西伊之助、千嶋福造、大沢芳三郎、大澤登美夫、町田光久、町田宗司、町田弥平治、町田唯一、田中健助、富田善太郎、富田千代藻、堀口卯十郎、堀口辰三郎、堀口斧藏、新井梅太郎、新井左源太、新井萬喜太郎、新井泰之進、今井金作、長谷川益吉

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十七年十一月二十日付埼玉県告示第千三百十六号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十八年一月十二日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年一月十八日から

平成二十八年二月十六日まで

二 縦覧場所

蓮田市役所

白岡市役所

告示

埼玉県告示第八十一号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社旭タイル	細井 静枝	埼玉県熊谷市上之二〇六二番地二
山本塗装工業株式会社	山本 幸雄	埼玉県熊谷市肥塚五九二番地一
根岸電業	根岸 一也	埼玉県深谷市岡三一〇六番地一
株式会社美山材木店	山口 喜平	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形二二六番地一
有限会社朝日美建	平野 弘次	埼玉県川口市朝日一丁目一番二三号
ネットワークン株式会社	西坂 浩一	埼玉県川口市末広二丁目一番六号
株式会社飛驒商会	山下 誠	埼玉県川口市朝日六丁目四番二〇号
日本トラスト株式会社	相川 祐志	埼玉県戸田市美女木東一丁目一番三号
株式会社Aida	本間 正敏	埼玉県さいたま市西区西遊馬九二二番地一
有限会社有田工業所	有田 良雄	埼玉県さいたま市岩槻区尾ヶ崎八八九番地の二
有限会社エスジー工業	嵯峨 正	埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目二番八号
有限会社佐久間設備	小寺 吉幸	埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野一六三五番地
有限会社スイケン	山田 忍	埼玉県さいたま市見沼区染谷三丁目三五七番地三

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
須田工房	須田 弘	埼玉県さいたま市西区塚本町三丁目一五六番地三
株式会社テイエス電工	佐竹 臣了	埼玉県さいたま市西区大字中釘二二〇八番地七
株式会社ナナオ	阿部 七郎	埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵一二二番地の一
株式会社ナノ・ゲイツ	鈴木 渉	埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目三番地
株式会社クオリティホーム	佐々木 篤	埼玉県狭山市大字南入曾五六〇番地の一八
株式会社藤倉	佐藤 明夫	埼玉県所沢市小手指南五丁目一五番五号
株式会社ドバシ	土橋 喜久雄	埼玉県川越市稲荷町二〇番地一六
有限会社ミタカ工業	三浦 義隆	埼玉県所沢市元町一五番一五号
有限会社アライ	荒井 宣明	埼玉県新座市片山三丁目七番一〇号
株式会社サンクリエート	黒川 岩雄	埼玉県久喜市吉羽三丁目七番地三
有限会社長崎鉄工所	長崎 則行	埼玉県幸手市大字戸島三八四番地
富士興業	津吹 富士男	埼玉県坂戸市大字横沼一番地一
有限会社東京建材	吉永 勲	埼玉県児玉郡上里町大字堤五九六番地三
株式会社桜島建設	松坂 好二郎	埼玉県春日部市米島三五八番地三五
株式会社トライハーブ	千葉 義輝	埼玉県越谷市中町九番六号

告 示

埼玉県告示第八十二号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号		
富士見	都市計画 区域名		
富士見市 ふじみ野 市 三芳町	市町村名		
「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	都市計画の 種類及び名称		
平成二十八年 二月十六日午 後二時から	期日及び時間	公聴会	
富士見市役所 全員協議会室	場 所		
平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで	提出期間	公述申出書	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、富士見市 まちづくり推 進課、ふじみ 野市都市計画 課、三芳町都 市計画課	提出先		
平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで	閲覧期間	都市計画の構想	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、富士見 市まちづくり 推進課、ふじ み野市都市計 画課、三芳町 都市計画課	閲覧場所		

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	秩父	
市町村名	秩父市 横瀬町 皆野町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 二月十七日午 前十時から	
場 所	横瀬町市民会 館大会議室	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、秩父市都 市計画課、横 瀬町建設課、 皆野町建設課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県秩 父県土整備事 務所、秩父市 都市計画課、 横瀬町建設 課、皆野町建 設課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	ときがわ						
	市町村名	ときがわ 町						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」						
	公聴会	期日及び時間	平成二十八年 二月十二日午 後二時から					
	場 所		都幾川公民館 講座室					
	公述申出書	提出期間	平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで					
	提出先		埼玉県都市整 備部都市計画 課、ときがわ 町建設環境課					
	都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで					
	閲覧場所		埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、とき がわ町建設環 境課					

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	小鹿野
市町村名	小鹿野町
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 二月十五日午 後二時から
場 所	小鹿野文化セ ンター大会議 室
公述申出書 提出期間	平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、小鹿野町 建設課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 一月十五日か ら平成二十八 年一月二十九 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県秩 父県土整備事 務所、小鹿野 町建設課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、
大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

六 変更認可の年月日

平成二十八年一月十五日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字笠幡字本郷四五六七 番一四地先から同市大字笠幡字 本郷四七七番六地先まで		区 間
一〇・五〇ㄱ 一三・八〇	九・五〇ㄱ 九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
三二・五〇		延長 (メートル)
交差点整備事業に よる。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下日野沢東門平吉田線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑 一二二六番一地从先から同郡同町大 字下日野沢字沢辺三三七五番一地从 先まで	秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑 一二二六番三地从先から同郡同町大 字下日野沢字沢辺三三七五番一地从 先まで	区 間
十〇・七〇〇 二一・七三	三・四五〇 十八・九六	敷地の幅員 (メートル)
一一二一〇・〇〇〇		延長 (メートル)
	道路改良工事	備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 花園本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市榛沢字下一三五番一地先 まで</p>	<p>深谷市榛沢字下六八〇番地先 から</p>	<p>区 間</p>
<p>六・五〇〃 二六・〇〇</p>	<p>六・五〇〃 二二・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三六・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

<p>花園本庄線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市榛沢字下六八〇番地先から 同市榛沢字下一三五番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年一月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三六・五〇メートル</p>	<p>備考 平成二十八年一月十五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 児玉町蛭川普濟寺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市榛沢字東七八〇番一 地先</p>	<p>深谷市榛沢字児玉二五七番四 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二〇〇 三一・九〇</p>	<p>六・七一〇 三一・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四七二・〇五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

<p>路線名</p>	<p>児玉町蛭川 普濟寺線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市榛沢字児玉二五七番四地 先から 同市榛沢字東七八〇番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年一月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十八年一月十五日付け埼玉県熊谷県 土整備事務所長告示第三号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長四七二・〇メートル</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量
汎用超音波画像診断装置及び画像管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井 1696
- 3 落札者を決定した日
平成 27 年 12 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ウイン・インターナショナル 第四営業部埼玉営業所
埼玉県さいたま市中央区下落合 1071 番 1 M I B. 4. スピカ 2 階
- 5 落札金額
29,251,908 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 27 年 11 月 10 日

告 示

埼玉県選管告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十八年一月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人社団協友会 東大宮総合病院	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁 目十八番

告 示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十八年一月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
鳩ヶ谷病院 医療法人あかつき会	はとがや病院 医療法人あかつき会		埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二 十六号